

契約書訂正関係（約款訂正・条文削除）

契約内容が下記に該当する場合、契約約款の該当する条文を削除してください
（契約約款の該当するページの上部に訂正文を記入し、捨印を押してください）

契 約 内 容	訂 正 文
○保証金等免除 （請負額が300万円未満の工事）	第5条（A）及び（B）削除 第36条第3項及び第4項削除 第39条削除 第57条第6項削除
○保証金等免除 （請負額が300万円以上500万円未満の工事） ※ただし、予定価格（税込）が500万円以上の工事は 下段（金銭的保証）に該当する	第5条（A）及び（B）削除 第39条削除 第57条第6項削除
○金銭的保証 （納付割合10%以上）	第5条（B）削除 第52条削除
○役務的保証 （納付割合30%以上）	第5条（A）削除

請負額が300万円以上の工事の場合、下記のいずれかを選択し該当する条文を
削除してください

○部分払いを選択した場合	第36条第3項及び第4項削除
○中間前払いを選択した場合	第39条削除